

MICA (P) No. 051/02/2007

SINGAPORE - AREA Report 150

2008年1月2日

「シンガポール、インド包括経済協力協定(CECA)を一部改定」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2007年12月21日、シンガポール貿易産業相はインドとの包括経済協力協定(CECA)改定の正式合意文書に調印したと発表した。2008年1月15日から関税引き下げ範囲を拡大する。今回の改定の関税引き下げでは、ベースメタル、機械製品・部品、化学製品、プラスチック、ゴム製品、繊維・繊維製品が対象となる。改定調印は、10月1日のCECA改定合意を受けてのものであり、シンガポールからインドへの輸出額のうち、引き下げ対象品目は現行の62%から82%になる。

1. インド、シンガポール包括経済協力(CECA)の交渉経緯

- ・ 2003年5月 : 2国間CECA交渉を開始
- ・ 2005年6月 : CECA調印
- ・ 2005年8月 : CECA発効
- ・ 2007年10月 : CECA改定合意
- ・ 2008年1月 : 関税引き下げ範囲の拡大

2. 包括経済協力協定改定の概要

今回の改定は、シンガポール貿易産業省ピーター・オン事務次官がインド側代表とニューデリーで会合し、CECAのうち、モノに関する貿易において見直しを行ったもの。更なる相互貿易の拡大を目指して、539品目において、インド側の関税の引き下げ、撤廃を行う。

また、関税の引き下げ以外にも相互認証協定(MRA)を結ぶ。インドからの医療用製品輸入時の二重検査業務を縮小し、電気通信機器、電気機器、電子装置の取引を円滑化、これらに関する専門家の移動を容易にする。

さらに、インドの銀行のシンガポールでのフルバンクリセンス取得を認め、シンガポールの銀行のインド

での業容拡大を推進する。

シンガポール、インド CECA が 2005 年 8 月に発効されてから、シンガポールのインドとの貿易額は 2006 年には前年比 20%増の 199 億シンガポールドルとなった。インドはシンガポールの 12 番目の貿易相手国になっており、シンガポールはインドの 7 番目の貿易相手国となっている。

3. 関税引き下げスケジュール

今回発表された関税引き下げスケジュールは、以下の通り。

- (1) リスト 1 の 307 品目については、2008 年 1 月 15 日から 2011 年 12 月 1 日にかけて、5 段階に分けて関税を撤廃する。主な品目対象は食品、ミネラルウォーター、オレイン酸等化学品、塗料、インク、ベースメタル、繊維および繊維製品等。
- (2) リスト 2 の 97 品目については、2008 年 1 月 15 日から 2015 年 12 月 1 日にかけて、9 段階に分けて関税を撤廃する。主な品目対象は、プラスチック製品、化学品、繊維および繊維製品、ヘッドホン、アンプ、オーディオ製品等。
- (3) リスト 3 の 135 品目については、2008 年 1 月 15 日から 2015 年 12 月 1 日にかけて、9 段階に分けて関税を 5%に引き下げる。主な品目対象は、フェノール、ポリメチル等化学品、プロパンガス、殺虫剤、プラスチック製品、綿製品等。

下記に特に日系企業に影響がありそうな製品の関税引き下げスケジュールを挙げる。

リスト1

HS CODE	Description	MFN RATE 2007-08	Target Tariff Rate as on				
			2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1
29161590	オレイン酸	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
32081010	塗料	10.00%	8.00%	6.00%	4.00%	2.00%	0.00%
39121140	セルロース・アセテート	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
84091000	航空用エンジン	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%	0.00%
84571020	マシニングセンタ	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%
84821012	ボールベアリング	7.50%	6.00%	4.50%	3.00%	1.50%	0.00%

リスト2

HS CODE	Description	MFN RATE 2007-08	Target Tariff Rate as on								
			2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1	2012.12.1	2013.12.1	2014.12.1	2015.12.1
32099090	ポリエチレン	5.00%	4.45%	3.90%	3.35%	2.80%	2.25%	1.70%	1.15%	0.60%	0.00%
39079990	ポリエステル	7.50%	6.67%	5.83%	5.00%	4.17%	3.33%	2.50%	1.67%	0.83%	0.00%
39089010	ポリアミド	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%
84091000	ヘッドホン及びイヤホン	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%
84571020	可聴周波増幅器	10.00%	8.89%	7.78%	6.67%	5.56%	4.44%	3.33%	2.22%	1.11%	0.00%

リスト3

HS CODE	Description	MFN RATE 2007-08	Target Tariff Rate as on								
			2008.1.15	2008.12.1	2009.12.1	2010.12.1	2011.12.1	2012.12.1	2013.12.1	2014.12.1	2015.12.1
38081092	殺虫剤	20.00%	18.33%	16.67%	15.00%	13.33%	11.67%	10.00%	8.33%	6.67%	5.00%
38170011	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン	7.50%	7.22%	6.94%	6.67%	6.39%	6.11%	5.83%	5.56%	5.28%	5.00%
84185000	冷蔵庫	7.50%	7.22%	6.94%	6.67%	6.39%	6.11%	5.83%	5.56%	5.28%	5.00%
85185000	電気式音響増幅装置	10.00%	9.44%	8.89%	8.33%	7.78%	7.22%	6.67%	6.11%	5.56%	5.00%

詳細は、下記のサイトをご参照。

http://commerce.nic.in/trade/international_ta_framework_ceca.asp

4. シンガポール、インド CECA のハイライト(2005 年 8 月発効分)

2005 年 8 月に発効した CECA はモノの貿易、投資、サービス貿易、人の移動等 16 項目から構成されている。シンガポールとしては、BRICs、非先進国との初の包括連携。下記には、シンガポールを基点とする日本企業にとって重要と思われるポイントを記述する。

(1) モノの貿易

内国民待遇の付与、最恵国待遇の付与、非関税障壁の撤廃・新設の禁止、関税の撤廃、削減、原産地規則を合意。インド側は、4 つのスケジュール(①アーリーハーベスト、②段階的関税撤廃、③段階的関税引下げ④適用外)に沿って 5 年にわたり段階的に関税を撤廃、削減する。シンガポール側は全ての関税を撤廃。

原産地規制は原則、現地調達率 40%以上であることに加え、関税分類変更基準を同時に満たすことが必要。ただし、特定品目ごとに定められた個別の規則あり。詳細は下記ご参照。

[http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebf644493b6b878/CECA_ROO_Guide\(final\).pdf?MOD=AJPERES](http://www.iesingapore.gov.sg/wps/wcm/connect/resources/file/ebf644493b6b878/CECA_ROO_Guide(final).pdf?MOD=AJPERES)

(2) 投資関係

インド側は 22 項目(製造業の大半)に該当する外国投資に、内国民待遇の供与と、外資 100%までの出資を認める。また、投資の保護を目的として、国家緊急時の保証、送金の自由、裁判を受ける権利等を定めた。シンガポール側の利点は、インドにおける規制が CECA によって固定され、今後の規制の変更による不利益をこうむるリスクがなくなったこと。

二重課税防止に関しては技術サービス、ロイヤリティーに対する源泉課税率の上限を一律 10%にすることを定めた。キャピタルゲインの課税、非課税についても、①インド国内の不動産の移転により生じた利益、②恒久的施設(事務所、工場、支店等)に付属する動産の移転により生じた利益、③船舶及び航空機の国際間の事業活動により生じた利益以外はシンガポールのみで課税されることとなった。事実上シンガポールにキャピタルゲイン課税は存在しないのでこれらについては実質無税となる。但し、シンガポール側の投資主体がペーパーカンパニー、投資を主たる業務とする場合は対象外となる。対象企業はシンガポール証券取引所(SGX)上場企業か、経費が年間 20 万シンガポールドル以上で、利益計上から 24 ヶ月経過していることが条件。

5. 日系企業への影響

今回の CECA の改定では、インドに有力化学メーカーが存在する中、CECA 締結時の関税優遇措置では極めて選別的であった化学品、インキ等の関税の撤廃、引き下げの範囲の拡大が盛り込まれている。特に化学品の一大生産拠点であるシンガポールには、日系化学メーカーも多数進出しており、シンガポールからインドへの輸出メリットは増加するとみられる。

(アジア法人業務部 宮崎 治)

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-62311793

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できるとされるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。